

付属资料

尾道市地域公共交通网形成计画の策定経過

1) 計画策定の経過

	年月日	項目	主な内容
平成 28 年 度	6月6日	■第1回 尾道市地域公共交通協議会	・協議会の設置について ・計画策定に関わる調査業務について ・スケジュールについて
	7月11日	□尾道市地域公共交通協議会 連絡会 (バス事業者)	・計画策定に関わる調査業務について ・スケジュールについて ・地域公共交通に関する意見交換
	7月29日	■第2回 尾道市地域公共交通協議会	・調査事業の進め方について ・地域・公共交通の概況について ・地域公共交通のサービス向上に関する勉強会
	8月～9月	◇関係者ヒアリング調査	
	8月31日 ～9月15日	◇市民アンケート調査	
	9月中旬～10月末	◇高校生アンケート調査	
	10月4日・23日	◇航路利用者OD調査 ◇航路利用者アンケート調査	
	10月18日・25日・ 11月1日	◇路線バス利用者OD調査 ◇路線バス利用者アンケート調査	
	11月	◇関係者ヒアリング調査	
	11月20日～30日	◇観光客アンケート調査	
	12月19日	■第3回 尾道市地域公共交通協議会	・調査事業の中間報告
	2月	◇利用団体・企業アンケート調査	
	3月22日	■第4回 尾道市地域公共交通協議会	・調査事業の報告
	//	□尾道市地域公共交通協議会 懇談会	・問題・課題のとりまとめについて
平成 29 年 度	5月19日	■第1回 尾道市地域公共交通協議会	・計画策定の進め方・スケジュールについて
	8月9日	■第2回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通網形成計画 骨子(案)について
	9月28日	□第1回 路線バス分科会	・尾道市地域公共交通網形成計画 骨子(案)について
	//	□第1回 航路分科会	・尾道市地域公共交通網形成計画 骨子(案)について
	10月25日	□第2回 路線バス分科会	・尾道市地域公共交通網形成計画 骨子(案)について
	11月24日	■第3回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通網形成計画(素案)について
	12月26日 ～1月26日	◇パブリックコメント	
	3月22日	■第4回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通網形成計画の策定について ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関する協議について
	3月30日	◇「尾道市地域公共交通網形成計画」の策定	

2) 尾道市地域公共交通協議会 規約

(目的)

第1条 尾道市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、これまでの尾道市地域公共交通会議をより発展させ、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県尾道市久保一丁目15番1号に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長は相互を兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 港湾管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 各種団体の代表

- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体が必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第9条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第14条 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

- 第16条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。
- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

3) 尾道市地域公共交通協議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	団体又は機関等	役 職	氏 名	備 考
関係する公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社	企画課長	加藤 勇樹	
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	管理課長	村岡 良文	
	公益社団法人広島県バス協会	専務理事	西川 雅己	
	一般社団法人広島県タクシー協会	東部支部 副支部長	大崎 賢二	
	尾道地区旅客船協会	事務局長	沖本 正志	
道路管理者	尾道市建設部	部 長	山根 広史 (榎山 博之)	
港湾管理者	広島県土木建築局港湾振興課	課 長	岩田 昌文 (村田 栄治)	
公安委員会	尾道警察署	交通課長	大前 昭仁	
	因島警察署	地域交通課長	藪 建彦	
各種団体の代表	尾道商工会議所	副会頭	杉原 毅	
	因島商工会議所	観光運輸委員長	松浦 真博	
	尾道しまなみ商工会	理 事	穴戸 栄二郎	
	私鉄中国地方労働組合	因の島バス支部 執行委員長	田頭 昭三	
住民又は 利用者の代表	尾道市社会福祉協議会	会 長	加納 彰 (村上 光範)	
	尾道市老人クラブ連合会	会 長	源田 敏雄	
	尾道市PTA連合会	顧 問	土屋 研	
学識経験を 有する者	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科	教 授	渡邊 一成	会長
地方公共団体が 必要と認める者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	橋本 実千寿 (茅原 裕則)	
	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	堀 秀幸 (村上 公一)	
	中国運輸局因島海事事務所	次 長	砂田 康次 (黒田 壽)	
	広島県地域政策局地域力創造課	課 長	木村 洋	
地方公共団体	尾道市企画財政部	部 長	戸成 宏三	副会長

※平成29年8月9日現在。氏名の()内は前任者。

4) 分科会名簿

①路線バス分科会

【委員】

(順不同、敬称略)

区 分	団体又は機関等	委員役職	委員氏名
関係する公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社	企画課長	加藤 勇樹
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	管理課長	村岡 良文
	公益社団法人広島県バス協会	専務理事	西川 雅己
	一般社団法人広島県タクシー協会	東部支部 副支部長	大崎 賢二
道路管理者	尾道市建設部	部 長	山根 広史
公安委員会	尾道警察署	交通課長	大前 昭仁
	因島警察署	地域交通課長	藪 建彦
各種団体の代表	尾道商工会議所	副会頭	杉原 毅
	因島商工会議所	観光運輸委員長	松浦 真博
	尾道しまなみ商工会	理 事	穴戸 栄二郎
	私鉄中国地方労働組合	因の島バス支部 執行委員長	田頭 昭三
住民又は利用者の代表	尾道市社会福祉協議会	会 長	加納 彰
	尾道市老人クラブ連合会	会 長	源田 敏雄
	尾道市PTA連合会	顧 問	土屋 研
学識経験を有する者	福山市立大学都市経営学部 都市経営学科	教 授	渡邊 一成
地方公共団体が必要と認める者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	橋本 実千寿
	広島県地域政策局地域力創造課	課 長	木村 洋
地方公共団体	尾道市企画財政部	部 長	戸成 宏三

【路線バス事業者】

区 分	事業者名
路線バス事業者	おのみちバス株式会社
	株式会社中国バス
	鞆鉄道株式会社
	本四バス開発株式会社
	因の島運輸株式会社

②航路分科会

【委員】

(順不同、敬称略)

区 分	団体又は機関等	役 職	氏 名
関係する公共交通事業者等	尾道地区旅客船協会	事務局長	沖本 正志
道路管理者	尾道市建設部	部 長	山根 広史
港湾管理者	広島県土木建築局港湾振興課	課 長	岩田 昌文
各種団体の代表	尾道商工会議所	副会頭	杉原 毅
	因島商工会議所	観光運輸委員長	松浦 真博
	尾道しまなみ商工会	理 事	宍戸 栄二郎
学識経験を有する者	福山市立大学都市経営学部 都市経営学科	教 授	渡邊 一成
地方公共団体が 必要と認める者	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	堀 秀幸
	中国運輸局因島海事事務所	次 長	砂田 康次
	広島県地域政策局地域力創造課	課 長	木村 洋
地方公共団体	尾道市企画財政部	部 長	戸成 宏三

【航路事業者】

区 分	事業者名
航路事業者	土生商船株式会社
	しまなみ海運株式会社
	弓場汽船株式会社
	向島運航株式会社
	歌戸運航株式会社
	尾道渡船株式会社
	有限会社家老渡フェリー汽船
	三光汽船株式会社
	株式会社瀬戸内クルージング
	有限会社長江フェリー
	備後商船株式会社
	福本フェリー株式会社
	有限会社マルト汽船
	岩城汽船株式会社
芸予汽船株式会社	